

說 明 資 料

(相続税・贈与税関係)

目

次

・ 内閣府「平成13年度 国民生活白書」(抜粋)－高齢世帯も小世帯化	1
・ 高齢者と子どもの同居率は年々低下(第1 - 28図)	2
・ 内閣府「平成13年度 国民生活白書」(抜粋)－介護を受けたい場所は「在宅」	3
・ 介護を受けたい場所は、年齢が高くなるほど在宅が多い(第1 - 39図)	4
・ 住み慣れた家で介護を受けたいと思う人が多い(第1 - 40図)	5
・ 介護は配偶者や子どもまたは施設等と多様な担い手を希望しているが、 実際は配偶者と嫁が主体となっており、特に嫁の割合が高くなっている(第1 - 41図)	6
・ 内閣府「平成13年度 国民生活白書」(抜粋)－分かれる遺産相続に対する考え方	7
・ 分かれる遺産相続の考え方(第1 - 42図)	8
・ 遺産の分配に関する考え方(第1 - 43図)	9
・ 諸外国の相続税の課税方式と立証責任の所在(未定稿)	10
・ 法定調書の種類	11
・ 賦課権の除斥期間に関する国際比較(未定稿)	12
・ 贈与又は遺贈により取得したとみなされる場合(信託財産)	13
・ 延納制度の概要	14
・ 相続税の延納制度の概要(未定稿)	15
・ 相続税の延納申請状況等の推移	16
・ 物納制度の概要	17
・ 相続税の物納申請状況等の推移	18
・ 物納財産の範囲の弾力化等	19

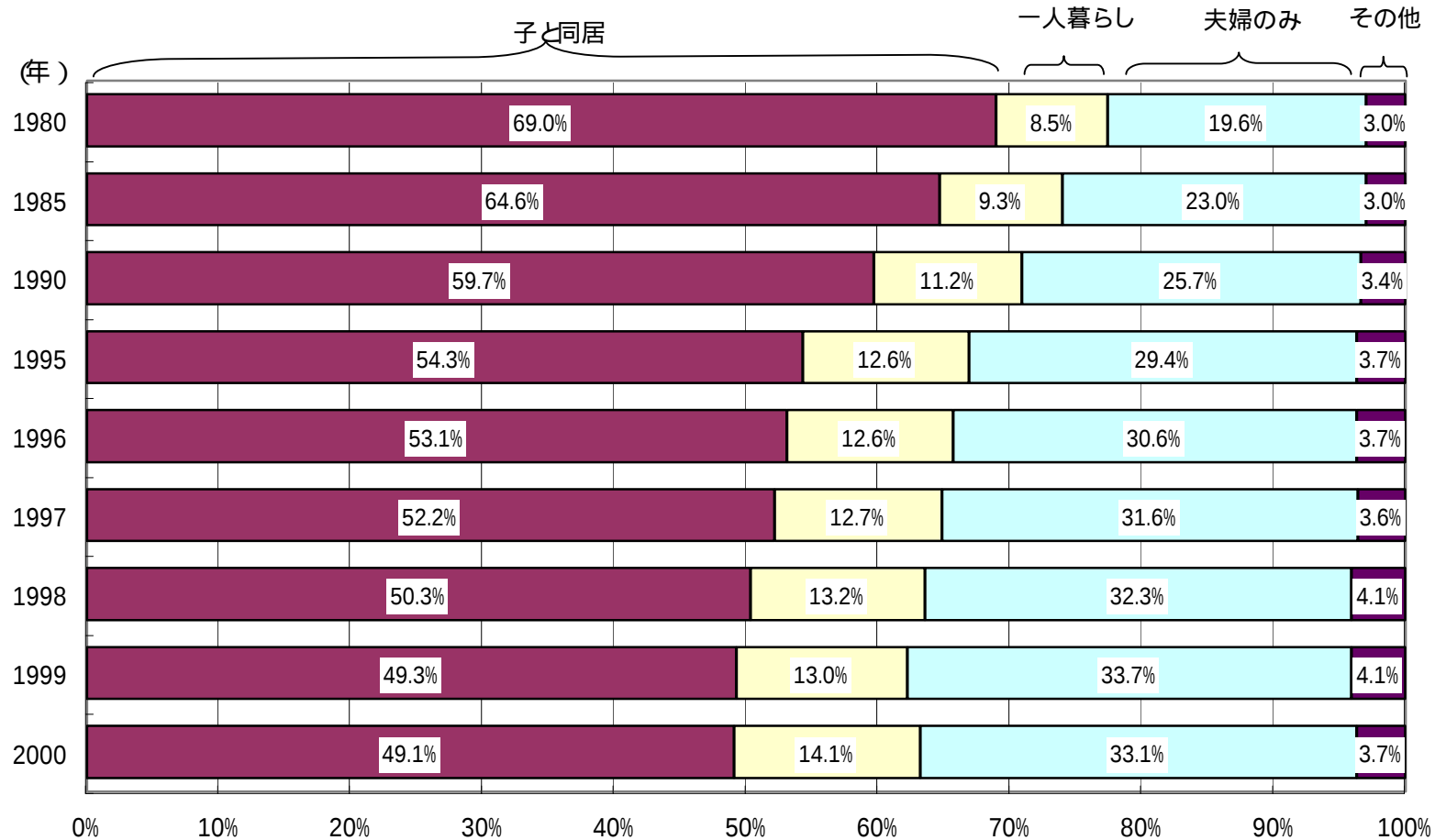
内閣府「平成 13 年度 国民生活白書」（抜粋）

第 1 章 3 . 老親等の介護や扶養をする機能に関する変化 — 進む高齢化

高齢世帯も小世帯化

- …(略)…厚生労働省「国民生活基礎調査」により、65 歳以上の者がいる家族形態別の構成割合をみると、一人暮らしの者は 1980 年の 9%から 2000 年には 14%、夫婦のみの者は 20%から 33%に上昇している一方、子と同居している者は 69%から 49%へと大幅に低下している（第 1 - 28 図）。
- …(略)…当府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（2001 年）により、高齢者の別居している子どもの接触頻度をみると、「ほとんど毎日」、「週 1 回以上」がそれぞれ 1995 年の 14%、17%から 2000 年の 16%、31%へ増加しているのに対し、「年に数回」、「ほとんどない」はそれぞれ 38%、5%から 17%、2%に減少している。
このように、高齢世帯が増加する中で、小世帯化が顕著に進んでいる一方で、別居するこどもとの接触頻度は高まっていることがうかがえる。

高齢者と子どもの同居率は年々低下 (第 1-28図)



(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」により作成。
 2. 65歳以上の者がいる家族形態別の構成割合の推移。
 3. 1995年の数値は、兵庫県を除いたものである。

内閣府「平成 13 年度 国民生活白書」（抜粋）

第 1 章 3．老親等の介護や扶養をする機能に関する変化 ― 進む高齢化

介護を受けたい場所は「在宅」

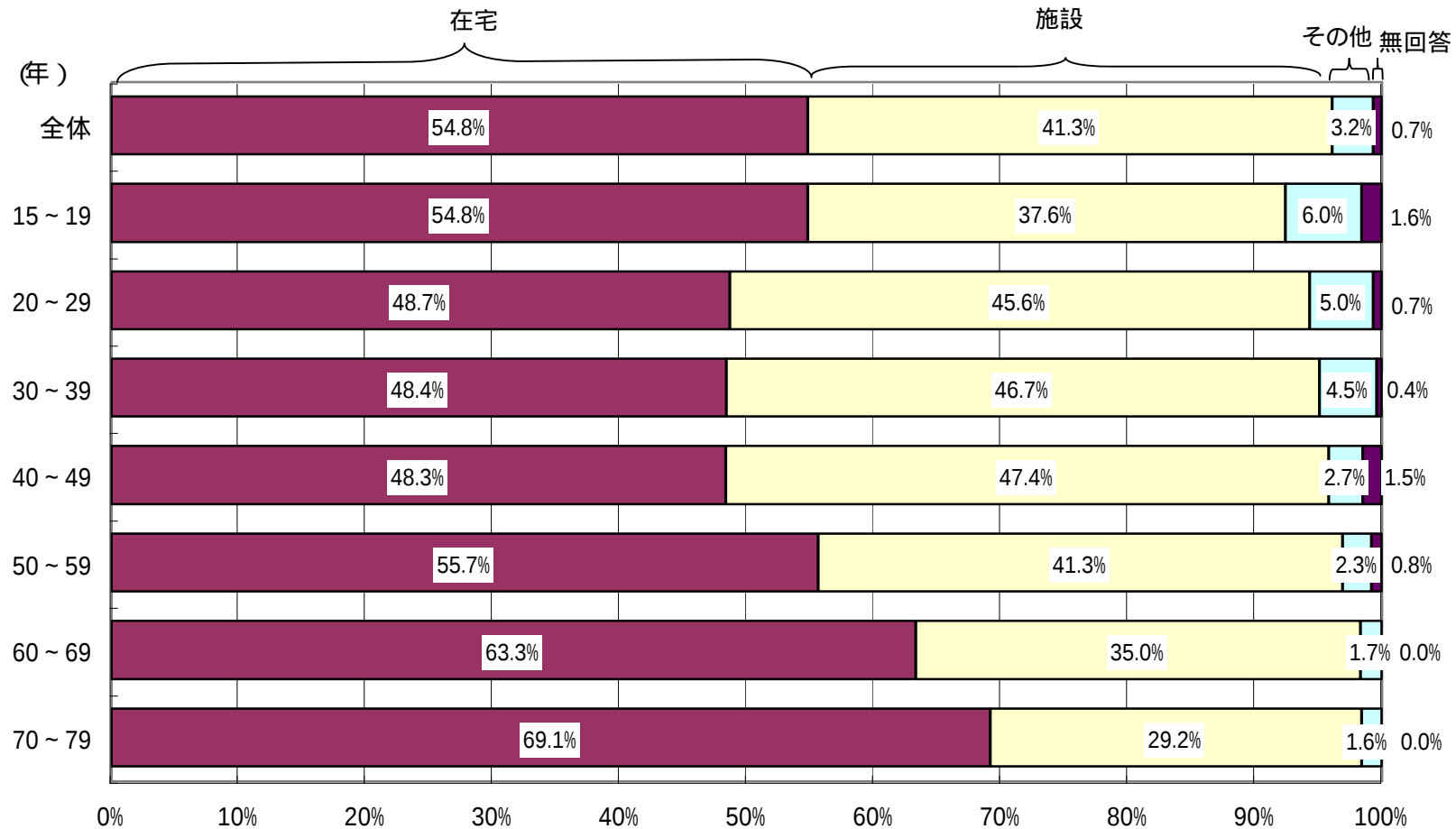
- 当府「国民生活選好度調査」（2001 年）によると、老後に介護が必要となった場合、「在宅」での介護を希望する人が 55%となっている（第 1 - 39 図）。この割合は年齢が高くなるほど高くなる傾向があり、70～79 歳では 69%となっている。一方、「施設」と回答した人は 41%で、50 歳未満ではほとんど差がないが、60 歳以上になると低くなっている。

「在宅」と回答した理由については（複数回答）、「住み慣れた家に長く居たいから」が 67%と最も高くなっており、次いで、「家族には気軽に頼めるから」が 39%、「施設に入るには多くのお金が必要だから」が 38%となっている（第 1 - 40 図）。

...(略)...同調査によると（複数回答）、介護の「望ましい担い手」は、「配偶者」が 66%と 3 分の 2 を占めており、「娘」の 44%より高くなっている（第 1 - 41 図）。

一方、介護の「実際の担い手」は誰かを聞いたところ、「配偶者」が 54%と最も高いが「望ましい担い手」の 66%より割合が低下している。次いで「息子の妻（嫁）」が 49%となっており、「望ましい担い手」では 27%にすぎなかったものが「実際の担い手」となると割合がかなり高くなっており、介護の担い手は、理想と現実の違いがあるという結果になっている。

介護を受けたい場所は、年齢が高くなるほど在宅が多い (第 1-39図)



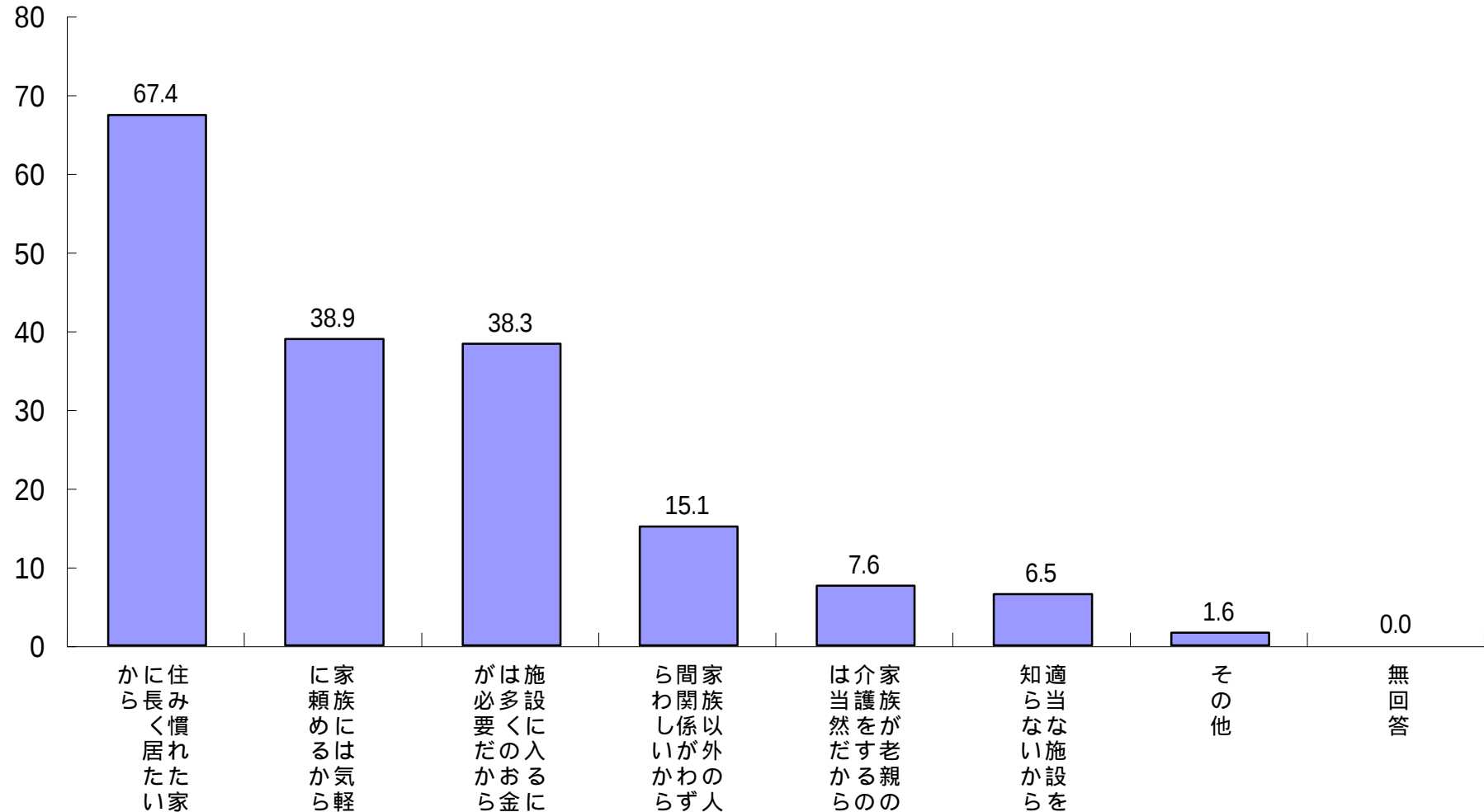
(備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(2001年)により作成。

2. 「あなたは、老後に介護が必要となった場合、どこで介護を受けたいと思いますか。次の中からあなたのお考えに近いものをお答えください。」という問に対する回答の割合。

3. 回答者は全国の15～79歳の男女3,988人。

住み慣れた家で介護を受けたいと思う人が多い (第1-40図)

(% :複数回答)



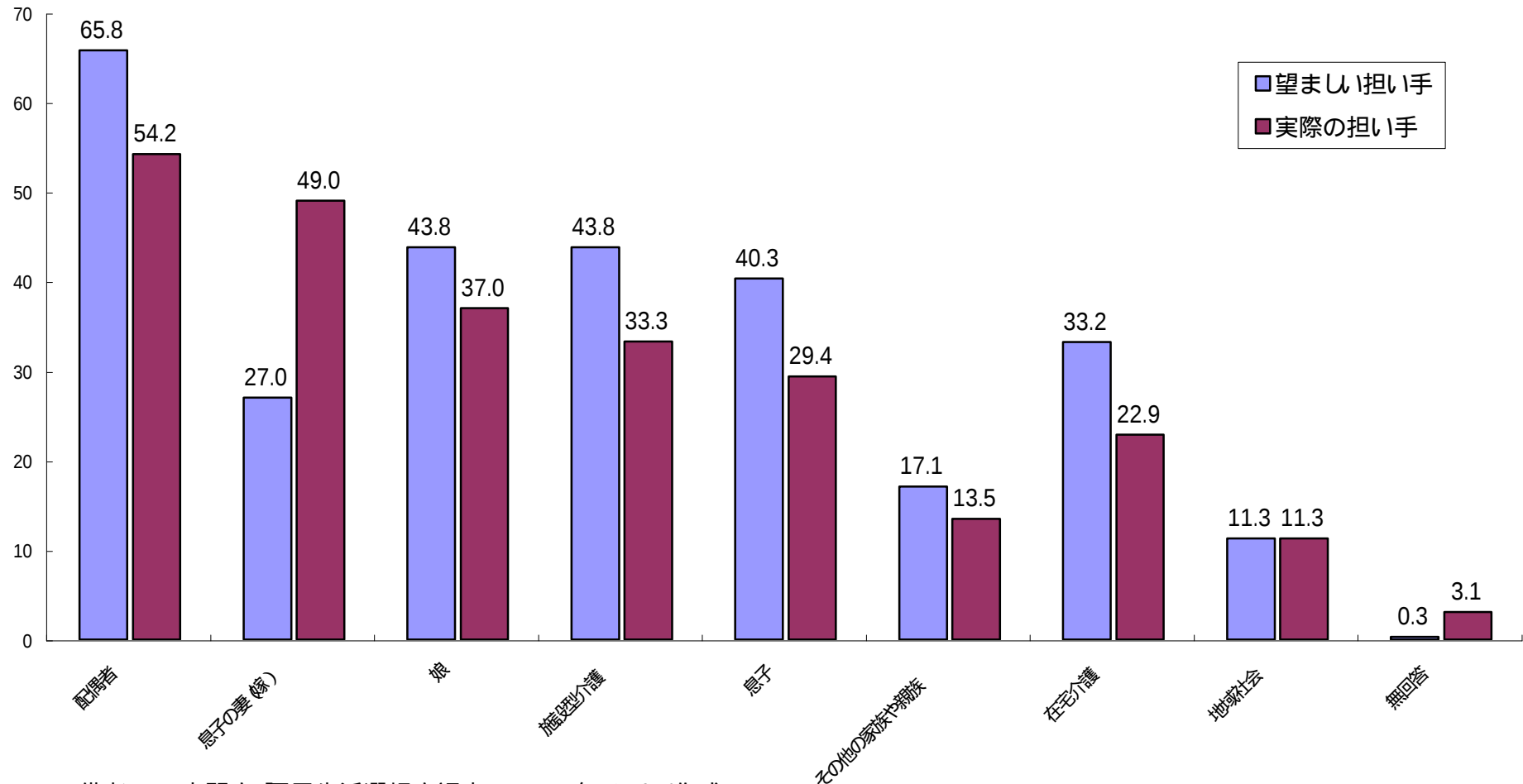
(備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(2001年)により作成。

2. 「あなたは、老後に介護が必要となった場合、どこで介護を受けたいと思いますか。次の中からあなたのお考えに近いものをお答えください。」という問に対して、「在宅」と回答した人で、「在宅で介護を受けたい」という主な理由を2つまでお答えください。」という問に対する回答者の割合(複数回答)。

3. 回答者数は2,186人。

介護は配偶者や子どもまたは施設等と多様な担い手を希望しているが、
 実際は配偶者と嫁が主体となっており、特に嫁の割合が高くなっている(第 1-41図)

(% :複数回答)



(備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(2001年)により作成。

2. 「望ましい担い手」は、「あなたは、高齢者の介護は、誰が担うのが望ましいと思いますか。次のうち、あてはまるものすべてお答えください。」という問に対する回答者の割合(複数回答)。「実際の担い手」は、「では、あなたの身の回りでは、高齢者の介護を実際に担っているのはどのような人たちですか。あてはまるものすべてお答えください。」という問に対する回答者の割合(複数回答)。

3. 回答者は全国の15~79歳の男女3,988人

内閣府「平成 13 年度 国民生活白書」（抜粋）

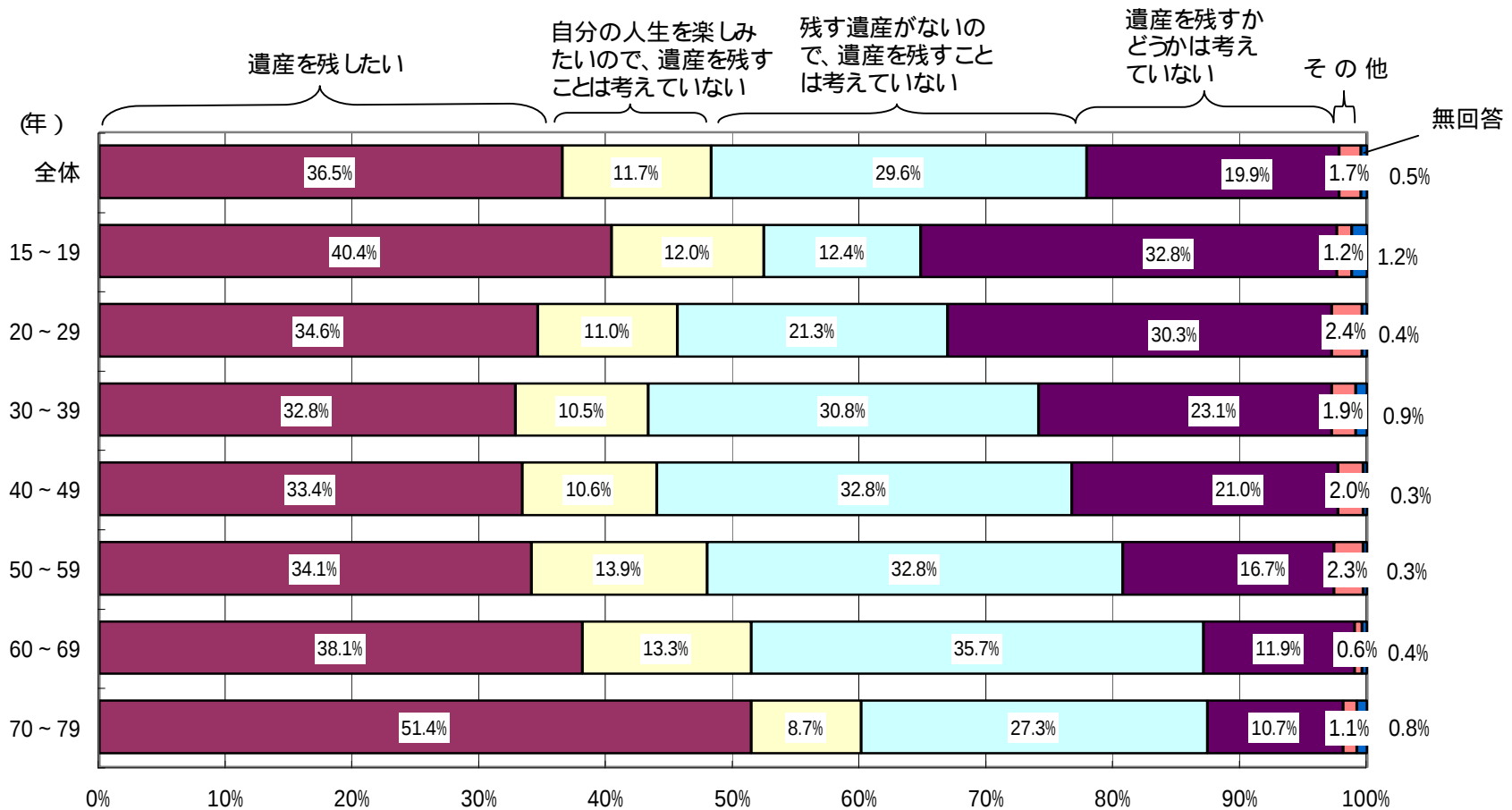
第 1 章 3．老親等の介護や扶養をする機能に関する変化 ― 進む高齢化

分かれる遺産相続に対する考え方

- 「国民生活選好度調査」によると、遺産を残したいと回答した人は 37%、次いで、「残す財産がないので、遺産を残すことは考えていない」が 30%となっている。年齢別では、若い年齢層で、「遺産を残したい」と考える人の割合が低くなっている（第 1 - 42 図）。なお、「自分の人生を楽しみたいので、遺産を残すことは考えていない」と回答した人は、9~14%と低く、年齢による差もあまりみられない。

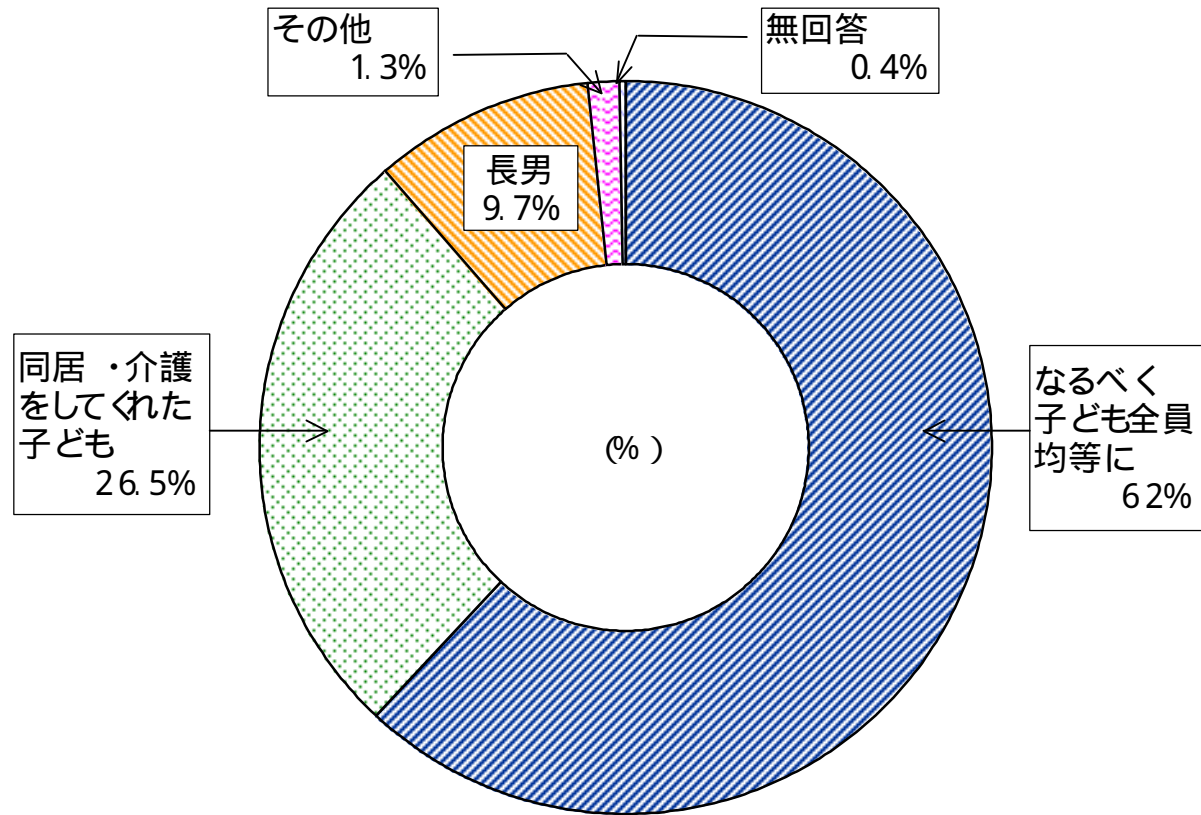
また、同調査で、子どもに対する遺産の分配方法を聞いたところ、「なるべく子ども全員均等に」が 62%である一方、「同居・介護をしてくれた子どもだけ」、「同居・介護をしてくれた子どもになるべく多く」はあわせて 27%となっている（第 1 - 43 図）。

分かれる遺産相続の考え方 (第 1-42図)



- (備考)
1. 内閣府「国民生活選好度調査」(2001年)により作成。
 2. 「あなたは、将来、子ども等に遺産を残すについて、どのようにお考えですか。次の中からあなたのお考えに近いものをお答えください。ただし、配偶者は除いて考えてください。」という問いに対する回答者の割合。
 3. 「遺産を残したい」は、「子どもになるべく多くの遺産を残したい」、「子供のためだけでなく、看護や介護をしてくれたボランティアや施設にも残したい」、「子どものためだけでなく、困っている人や社会・公共の役に立つような使い方を考えたい」、「遺産を残したいが、誰に残すかは決めていない」と回答した人の割合の合計。
 4. 回答者は全国の15～79歳の男女3,988人

遺産の分配に関する考え方 (第1 - 43図)



- (備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(2001年)により作成。
2. 「あなたは、将来、子ども等に遺産を残すについて、どのようにお考えですか。次の中からあなたのお考えに近いものをお答えください。ただし、配偶者は除いて考えてください。」という問いに対して、「子どもになるべく多くの遺産を残したい」、「子どものためだけでなく、看護や介護をしてくれたボランティアや施設にも残したい」、「子供のためだけでなく、困っている人や社会・公共の役に立つような使い方を考えたい」と回答した人で、「では、将来、子どもに対して遺産をどのように分けたいと思いますか。次の中からあなたのお考えに近いものをお答えください。」という問いに対する回答者の割合。
3. 「同居・介護をしてくれた子ども」は、「同居・介護をしてくれた子どもだけ」、「同居・介護をしてくれた子どもになるべく多く」と回答した人の割合の合計。「長男」は、「長男だけ」、「長男になるべく多く」と回答した人の割合の合計。
4. 回答者数は1,153人。

諸外国の相続税の課税方式と立証責任の所在（未定稿）

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
税額確定の 方式	申告納税方式	申告納税方式	申告納税方式	賦課課税方式	賦課課税方式
立証責任	一般的に税務 当局にある。	一般的に、 行政庁の処分 については、 正当性の推定（ Presumption of Correctness）が 判例で確定して おり、税につい ては、立証責任 （Burden of pr oof）は納税者に あるとされている。	一般的に納税 者にある。	一般的に、納 税者の収入につ いては、税務当 局に、経費や税 務上の特典につ いては、納税者 に立証責任があ る。	一般的に税務 当局にある。

（注）アメリカについては、1998年IRS改革法により、納税者が内国歳入庁（IRS）の税務調査（資料提出等）に十分な協力を行うこと等一定の条件を満たしている場合に限り、事実認定に関する立証責任が納税者から税務当局に移ることとなった。

法定調書の種類

【所得課税に関するもの】

利子等、配当、収益の分配等に関するもの

- 1 利子等の支払調書
- 2 国外公社債等の利子等の支払調書
- 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 4 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
- 5 投資信託又は特定目的信託収益の分配の支払調書
- 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 7 自己の株式の取得等の場合の支払調書
- 8 名義人受領の利子所得の調書
- 9 名義人受領の配当所得の調書

不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの

- 10 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 11 株式等の譲渡の対価の支払調書
- 12 交付金銭等の支払調書
- 13 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
- 14 特定新株予約権等の付与に関する調書
- 15 特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書
- 16 新株予約権の行使に関する調書
- 17 特定短期国債等の譲渡対価の支払調書
- 18 特定口座年間取引報告書
- 19 商品先物取引に関する調書

給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの

- 20 定期積金の給付補てん金等の支払調書
- 21 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
- 22 生命保険契約等の一時金の支払調書
- 23 生命保険契約等の年金の支払調書
- 24 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
- 25 損害保険契約等の年金の支払調書
- 26 無記名割引債の償還金の支払調書
- 27 特定短期国債等の償還金の支払調書

報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの

- 28 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 29 損害保険代理報酬の支払調書
- 30 不動産の使用料等の支払調書
- 31 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 32 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
- 33 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
- 34 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）

非居住者に関するもの

- 35 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- 36 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
- 37 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
- 38 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
- 39 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
- 40 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- 41 非居住者等に支払われる不動産の譲受け対価の支払調書

その他

- 42 信託の計算書

【資産課税に関するもの】

- 1 生命保険金・共済金受取人別支払調書
- 2 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
- 3 退職手当金等受給者別支払調書
- 4 信託に関する受益者別（委託者別）調書

【その他】

- 1 国外送金等調書

賦課権の除斥期間に関する国際比較 (未定稿)

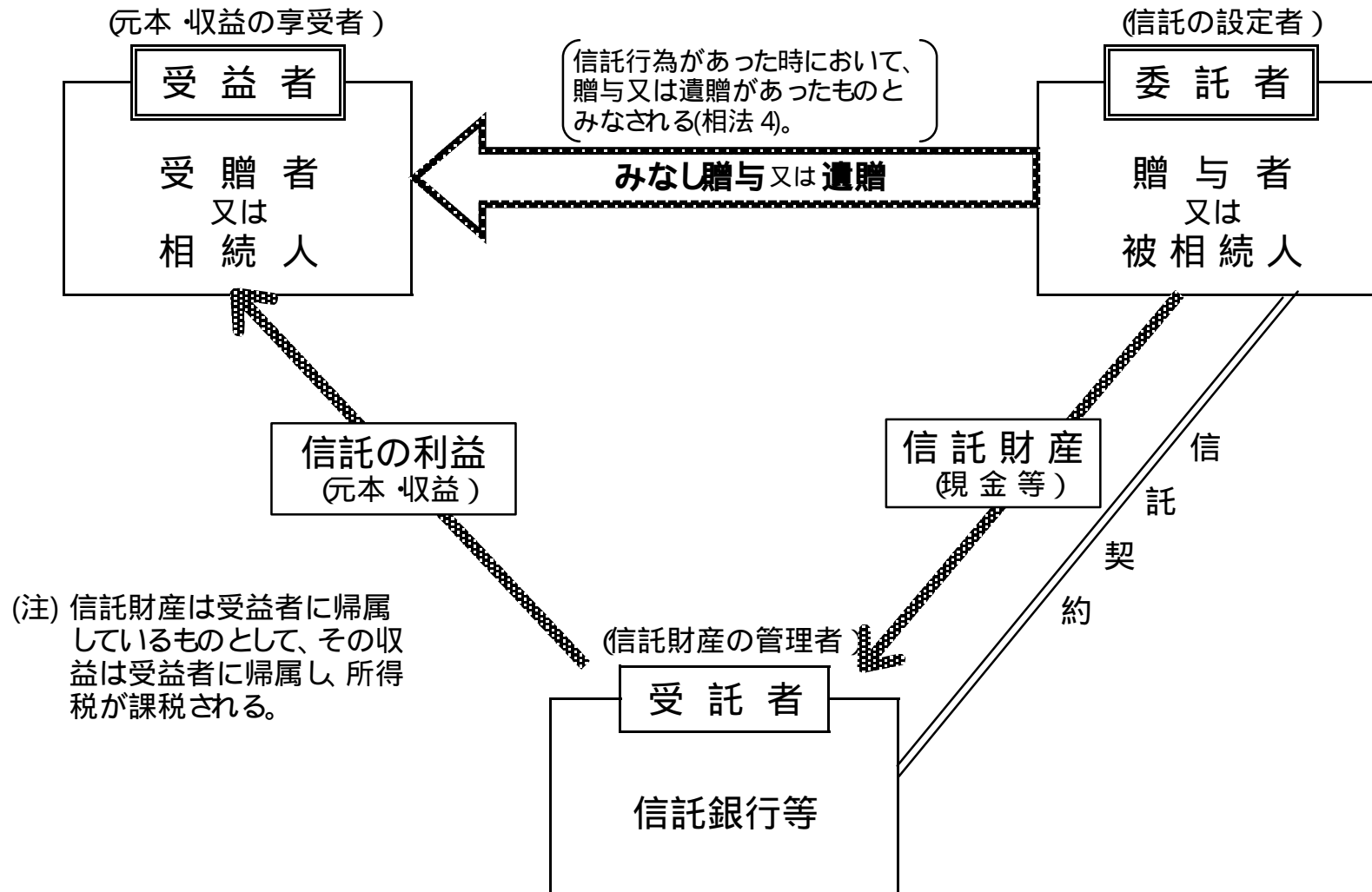
(2002年 1月現在)

日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
法定申告期限から5年 (脱税の場合は、7年)	無 制 限	無 制 限	遺産取得者が取得の事実 を知った年の翌年から7年 (脱税の場合は、13年)	被相続人の死亡の日から 10年 〔 脱税を理由に税務当 局が当該詐欺行為に 対して告訴した場合 は、12年 〕

(注) 1.無申告に係るものである。

2.相続税に相当する税に関するものである。

贈与又は遺贈により取得したとみなされる場合 (信託財産)



延 納 制 度 の 概 要

1. 概 要

相続税・贈与税について、金銭で納付困難な金額を限度として、担保を提供し、税金を年賦で納めることができる。

2. 主な要件

- (1) 納付すべき税額が10万円を超えること。
- (2) 納期限までに金銭で納付することが困難な事由があること。
- (3) 一定の担保を提供すること。

(注)延納税額が50万円未満で、かつ、延納期間が3年以下である場合を除く。

3. 延納期間と利子税

相続財産のうち不動産の占める割合によって、延納期間及び利子税の割合が異なる。(詳細は[別紙]参照)

4. 担保の種類

延納の担保として提供できる財産の種類は、次のようなものをいう。

なお、相続等により取得した財産に限らず、共同相続人又は第三者が所有している財産でも差し支えない。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債その他有価証券(「取引相場のない株式」が含まれる。)
- (3) 土地
- (4) 建物、立木及び登記・登録された船舶等で保険に付したもの
- (5) 鉄道財団、工場財団、鉱業財団等
- (6) 税務署長等が確実と認める保証人の保証

【別紙】

○ 相続税の延納制度の概要

(未定稿)

区 分		分 納 税 額 (最 高)	延納期間 (最 高)	利子税 年割合	特例適用 後の割合
不動産等の 価額が課税 相続財産の 価額の50% 以上の場合	イ 不動産等の価額に対応する税額 (ロ、ハ、ニを除く。)	年 賦 均 等 額	15年	3.6%	2.0%
	ロ 不動産等の価額が課税相続財産の価額の75%以上の場合の不動産等部分の税額	年 賦 均 等 額	20年		
	ハ 緑地保全地区、歴史的風土特別保存地区等の土地の価額に対応する税額	年 賦 均 等 額	15年		
	ニ 計画伐採立木の価額が課税相続財産の価額20%以上の場合 イ) 森林施業計画対象立木部分の税額 ロ) 特定森林施業計画対象立木部分の税額	年賦均等額と計画伐採立木の伐採の時期及び材積に應ずる年賦不均等額との選択	イ) 20年 ロ) 40年	1.2%	0.6%
	ホ その他の財産の価額に対応する税額	年 賦 均 等 額	10年	5.4%	3.0%
不動産等の 価額が課税 相続財産の 価額の50% 未満の場合	イ 立木の価額が課税相続財産の価額の30%を超える場合の立木の価額に対応する税額(ハを除く。)	年 賦 均 等 額	5年	4.8%	2.6%
	ロ 緑地保全地区、歴史的風土特別保存地区等の土地の価額に対応する税額			4.2%	2.3%
	ハ 計画伐採立木の価額が課税相続財産の価額の20%以上の場合の森林施業計画対象立木部分の税額	年賦均等額と計画伐採立木の伐採の時期及び材積に應ずる年賦不均等額との選択		1.2%	0.6%
	ニ その他の財産の価額に対応する税額	年 賦 均 等 額		6.0%	3.3%

(注1) 不動産等とは、不動産や不動産の上に存する権利、立木、事業用の価償却資産、特定同族会社の株式や出資をいう。この場合の特定同族会社とは、相続や遺贈により財産を取得した人とその特別関係者の有する株式や出資の金額の合計額が、その会社の株式金額や出資金額の50%以上を占めている非上場会社をいう。

(注2) 特例適用後の割合は公定歩合 0.1% の場合(平成13年11月1日以後に開始する分納期間に適用)のものである。

相続税の延納申請状況等の推移

年 分 又は 年 度	課 税 状 況		延 納 申 請 状 況			
	課税相続人数 (A)	税 額 (A')	件 数		金 額	
			(B)	(B)/(A)	(C)	(C)/(A')
	人	億円	件	%	億円	%
昭和60	134,475	9,261	28,146	20.9	4,826	52.1
61	143,856	10,443	29,394	20.4	4,389	42.0
62	165,410	14,343	22,331	13.5	4,880	34.0
63	107,253	15,629	31,608	29.5	7,573	48.5
平成元	124,160	23,930	24,179	19.5	11,097	46.4
2	142,286	29,527	37,073	26.1	18,977	64.3
3	154,888	39,888	47,360	30.6	24,214	60.7
4	156,467	34,909	35,936	23.0	12,197	34.9
5	150,851	27,768	33,395	22.1	12,256	44.1
6	130,298	21,058	26,805	20.6	9,783	46.5
7	143,937	21,730	19,694	13.7	6,587	30.3
8	133,832	19,376	15,629	11.7	5,361	27.7
9	134,324	19,339	13,170	9.8	4,220	21.8
10	139,581	16,826	11,534	8.3	3,286	19.5
11	136,271	16,876	11,166	8.2	3,206	19.0
12	128,940	15,213	11,258	8.7	3,321	21.8

	件 数	金 額
前年度許可未済	3,722	1,168
本年度申請	11,258	3,321
更正減等	149	77
処 理	11,250	3,303
〔 取下げ等	836	300
許 可	10,414	3,003
許可未済	3,581	1,110

- (注) 1. 「国税庁統計年報書」による (ただし12年分の計数は、「税務統計速報」による。)
 2. 課税状況はその年分の数であり、延納状況はその年度の申請である。

物納制度の概要

1. 納付すべき相続税額のうち、

延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があるときは、
その困難とする金額を限度として

物納を申請することができる。

物納にあてることができる財産は、相続財産のうち次のものとされている（法41）。

(1) 第 1 順位

イ. 国債・地方債
ロ. 不動産・船舶



(2) 第 2 順位

社債、株式、証券投資
信託または貸付信託
の受益証券



(3) 第 3 順位

動 産

（注）上記の第 2、第 3 順位に掲げる財産を物納にあてることができる場合は、税務署長が特別の事情（ ）があると認める場合を除くほか、
・第 2 順位に掲げる財産については、第 1 順位に掲げる財産のうちに適当な価額のものがない場合に限られ、
・第 3 順位に掲げる財産については、第 1 順位及び第 2 順位に掲げる財産のうちに適当な価額のものがない場合に限られる。

（ ） 1. 上記の「特別な事情」とは、たとえば、その財産を物納すれば、居住し、又は営業を継続して通常の生活を維持するのに支障を生ずるような場合をいう（基通41 - 8）。

2. 取引相場のない株式について物納申請があった場合において、相続又は遺贈により取得した資産のほとんどが当該株式であり、当該株式以外に物納に充てるべき財産がないと認められるときは、当該株式を許可しても差し支えないものとする（基通41 - 14）。

2. 物納財産の収納価額は、課税価格計算の基礎となったその財産の価額（相続税評価額）によるが、収納のときの現状によって財産の収納価額を定めることができる（法43）。

相続税の物納申請状況等の推移

年 分 又は 年 度	課 税 状 況		物 納 申 請 状 況			
	課税相続人数 (A)	税 額 (A')	件 数		金 額	
			(B)	(B)/(A)	(C)	(C)/(A')
	人	億円	件	%	億円	%
昭和60	134,475	9,261	489	0.4	256	2.8
61	143,856	10,443	401	0.3	311	3.0
62	165,410	14,343	397	0.2	274	1.9
63	107,253	15,629	410	0.4	409	2.6
平成元	124,160	23,930	515	0.4	977	4.1
2	142,286	29,527	1,238	0.9	1,333	4.5
3	154,888	39,888	3,871	2.5	5,876	14.7
4	156,467	34,909	12,778	8.2	15,645	44.8
5	150,851	27,768	10,446	6.9	11,081	39.9
6	130,298	21,058	8,798	6.8	7,278	34.6
7	143,937	21,730	8,488	5.9	6,610	30.4
8	133,832	19,376	6,841	5.1	4,654	24.0
9	134,324	19,339	6,258	4.7	4,340	22.4
10	139,581	16,826	7,076	5.1	4,606	27.4
11	136,271	16,890	7,075	5.2	4,300	25.5
12	128,940	15,213	6,100	4.7	3,510	23.1

	件 数)	金 額)
前年度許可未済	11,442	11,314
本年度申請	6,100	3,510
更正減等	103	169
処 理	6,429	4,521
〔 取下げ等	1,873	1,496
許 可	4,556	3,025
許可未済	11,010	10,134

- (注) 1. 「国税庁統計年報書」による (ただし12年分の計数は、「税務統計速報」による。)
2. 課税状況はその年分の数であり、物納状況はその年度の申請である。
3. 平成6年度は、上記のほか特例物納分 (件数 : 7,268件、金額 : 7,545億円)がある。

物納財産の範囲の弾力化等

○ 次の財産などについて、物納できることを明らかにした。

平成4年6月 「取引相場のない株式」

「相続人が居住等の用に供している土地(底地)」

平成5年6月 「現に公共の用に供する財産」

「現況が駐車場である土地」

「超過物納(相続税額を超える物納)」(分割の結果、不整形地や単独利用困難地が生じる場合に限る。)

〔備考〕「物納申請土地内の樹木」の取扱いの緩和(平成5年11月)

→ 物納申請土地内の樹木について伐採を求めない(倒木の危険がある場合等を除く)こととした。